

請願関係等参考資料

- 1 保険料率改定
 - (1) 保険料率算定に伴うスケジュールについて… 1 枚
 - (2) 保険料率の改定について… 1 枚
- 2 一部負担金減免状況（事由別）… 1 枚
- 3 短期保険証交付状況等… 3 枚
- 4 差押えの対象別件数等… 1 枚
- 5 懇談会の委員の公募の状況… 1 枚
- 6 後期高齢者医療制度に関する要望書（平成 29 年春・29 年秋）… 6 枚
- 7 その他
 - (1) 葬祭費支給率… 1 枚
 - (2) 広域連合における情報連携の状況について… 1 枚

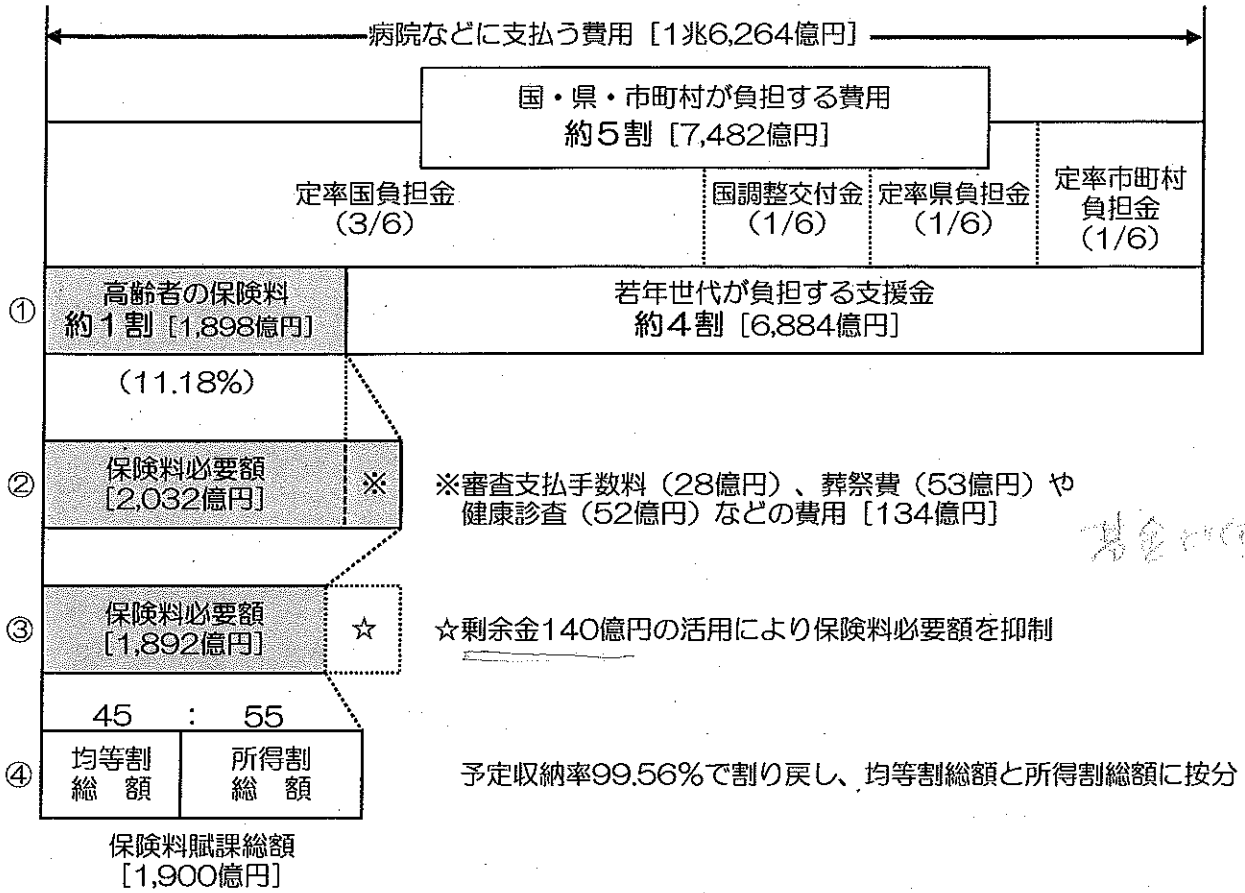
平成 30・31 年度保険料率算定に伴うスケジュールについて

月	広域連合	厚労省
8		上旬 ・事務連絡の発出 料率改定に係るスケジュールの提示
9	上旬 ・愛知県と財政安定化基金の活用について協議（以降随時） 中旬 ・基礎数値の算出 （被保見込数、医療給付費、基金拠出金、保健事業、手数料、葬祭費、保険料減免等） 下旬 ・試算機能システムリリース	
10	上旬 ・第一次試算 下旬 ・課長会（第一次試算結果）	上旬 ・事務連絡の発出 保険料算定基礎数値等（暫定）の提示 第一次試算の依頼（締切 11 月上旬）
11	上旬 ・第一次試算の結果を厚労省へ報告 中旬 ・厚労省から示された基礎数値等を基に基礎数値を修正	中旬 ・基礎数値等を時点で改める
12	下旬 ・保険料率の本試算 ・県との最終協議、保険料率の本試算・確定	下旬 ・後期高齢者負担率の決定・政令改正 ・事務連絡の発出 保険料算定基礎数値等（確定）の提示 第一次試算の依頼（締切 1 月中旬）
1	上旬 ・市町村ごとの保険料負担金の再試算・提示 下旬 ・課長会（保険料率本試算）	

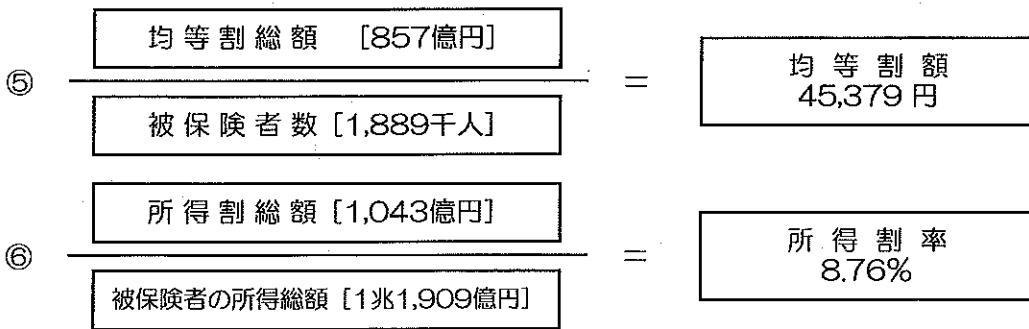
2	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合議会（条例、予算） ・ 条例改正後、広報誌等において保険料率に係る広報の開始 		
3	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会 		
4				<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正後、保険料率等の公表

保険料率の改定について

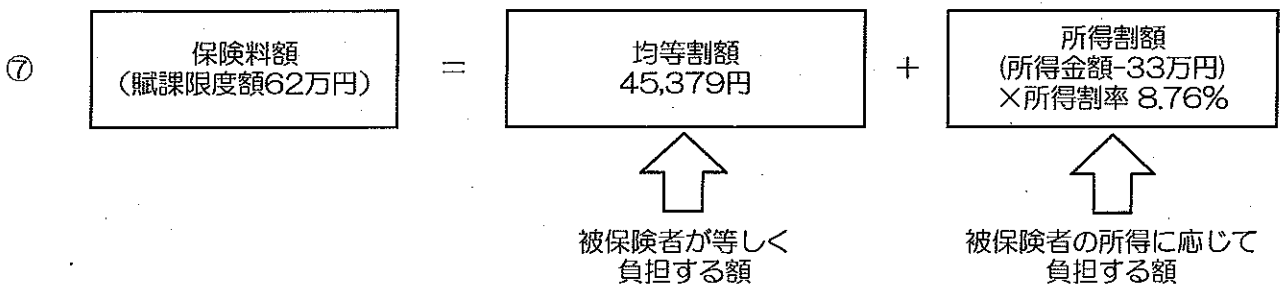
■ 保険料総額の決定のしくみ (平成30・31年度保険料率)



■ 保険料率の算定方法



■ 1人ひとりの保険料額の計算方法



平成28年度 一部負担金減免状況(事由別)

		申請者数(人)	対象件数	免除額(円)
①災害	東日本大震災	8	153	1,638,531
	水害	0	0	0
	火災	21	201	839,022
	熊本地震	3	21	169,629
②負傷・障害・入院等		0	0	0
③事業の休廃止・失業		0	0	0
④農作物の不作・不漁		0	0	0
合計		32	375	2,647,182

平成29年度 一部負担金減免状況(事由別)※10月診療分まで

		申請者数(人)	対象件数	免除額(円)
①災害	東日本大震災	9	143	1,110,441
	水害	1	1	386
	火災	16	130	376,337
	熊本地震	1	15	20,578
②負傷・障害・入院等		0	0	0
③事業の休廃止・失業		0	0	0
④農作物の不作・不漁		0	0	0
合計		27	289	1,507,742

短期保険証交付状況

	28年12月末		29年12月末		前年度比	
	36市町村		37市町村		+1市町村	
名古屋市	389	(110)	381	(103)	△ 8	(△ 7)
豊橋市	64		67		+3	(±0)
岡崎市	44	(8)	41	(5)	△ 3	(△ 3)
一宮市	66	(2)	78	(4)	+12	(+2)
瀬戸市	8		11		+3	(±0)
半田市	16	(5)	8	(3)	△ 8	(△ 2)
豊川市	27	(6)	23	(3)	△ 4	(△ 3)
刈谷市	8	(1)	10	(1)	+2	(±0)
豊田市	50		36		△ 14	(±0)
安城市	31	(2)	26		△ 5	(△ 2)
西尾市	10		13		+3	(±0)
蒲郡市	17	(4)	21	(3)	+4	(△ 1)
小牧市	15	(1)	29	(3)	+14	(+2)
稲沢市	5		3		△ 2	(±0)
新城市	11	(2)	9	(2)	△ 2	(±0)
東海市	3		9	(1)	+6	(+1)
大府市	3		2		△ 1	(±0)
知多市	9	(2)	9		±0	(△ 2)
知立市	5		12		+7	(±0)
尾張旭市	5		6		+1	(±0)
高浜市			1		+1	(±0)
岩倉市	11	(1)	8	(1)	△ 3	(±0)
豊明市	12	(1)	12		±0	(△ 1)
日進市	1		7		+6	(±0)
田原市	20	(1)	14	(1)	△ 6	(±0)
愛西市	14		18	(3)	+4	(+3)
北名古屋市	13	(1)	22	(5)	+9	(+4)
弥富市	5	(2)	7	(1)	+2	(△ 1)
みよし市	1		3		+2	(±0)
あま市	19	(2)	19		±0	(△ 2)
東郷町	1		1		±0	(±0)
大治町	3	(2)	7		+4	(△ 2)
蟹江町	1		3	(3)	+2	(+3)
阿久比町	1		1		±0	(±0)
美浜町	3		3		±0	(±0)
武豊町	4		3		△ 1	(±0)
幸田町	4		3		△ 1	(±0)
合計	899	(153)	926	(142)	27	(△ 11)

(注) カッコの数字は、有効期間が経過し、未更新となっている件数

短期保険証交付者の負担区分内訳

○平成28年12月末

一部負担割合	課税非課税	負担区分	人数
3割	課税	現役並み所得者	76 (8.45%)
1割		基準収入適用 (現役並み所得)	2 (0.22%)
		一般	577 (64.18%)
	非課税	区分Ⅰ・区分Ⅱ (未申告者含む)	244 (27.14%)
計			899

○平成29年12月末

一部負担割合	課税非課税	負担区分	人数
3割	課税	現役並み所得者	89 (9.61%)
1割		基準収入適用 (現役並み所得)	9 (0.97%)
		一般	558 (60.26%)
	非課税	区分Ⅰ・区分Ⅱ (未申告者含む)	270 (29.16%)
計			926

保険料の法定軽減区分別対象者数(平成29年12月末)

均等割軽減区分	全被保険者	短期保険証交付者
9割軽減	163,401	102
8.5割軽減	154,181	82
5割軽減	119,262	103
2割軽減	93,605	102
均等割軽減なし	389,530	537
計	919,979	926

※全被保険者については、平成30年1月抽出時点のものであり、広域内転居の場合等、被保険者数がダブルカウントされている。

後期高齢者医療保険料の差押えの対象別件数等(平成28年度実施分)

差押えの対象	平成28年度中の滞納処分	
	件数 件	金額 円
預貯金	81	10,584,517
年金	59	5,640,701
不動産	9	1,679,000
生命保険	2	276,800
給与	5	127,805
国税等の還付金	7	1,958,229
その他 (損保解約返戻金、賃料の請求権、国税差押え残余金等)	6	892,887
計	169	21,159,939

口座と中は
7/2

8/12/14

懇談会の公募状況

	公募方法	応募者	公募委員	補欠	落選
平成 25年度	①被保険者から400名を 無作為抽出	8名	2名	4名	2名
平成 27年度	②対象者に案内文書を送付し て募集 ③応募者多数の場合、抽選に より委員を決定	4名	2名	2名	0名
平成 29年度	①被保険者から抽出順位付き で400名を無作為抽出 ②対象者に案内文書を送付し て募集 ③応募者多数の場合、抽出順 位に従い委員を決定	13名	2名	4名	7名



後期高齢者医療制度に関する要望書

平成29年6月7日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、及び医療提供の場の多様化等により大きく変わってきており、このような中で、後期高齢者医療制度の持続性の確保や更なる安定した制度運営のために、より一層の検討や改善を行う必要がある。

このため、国において、以下に掲げる施策の積極的な対応、実現を要望する。

記

1. 国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県としたことを踏まえ、市町村からの派遣職員が中心で、専門的な人材が育成しにくい現状にある後期高齢者医療制度についても、最も安定した運営体制を確立するための見直しの検討を行うこと。

また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、財政上の措置に加え、定数上の措置を講じること等により、派遣しやすい環境を整備すること。

2. 平成 28 年 12 月末に国が公表した保険料軽減判定における標準システム誤りに関し、以下の措置を講じること。

- ① システム改修時のチェック体制の整備及び再発防止対策の徹底を図ること。
- ② 標準システムは、更なる抽出漏れの無いよう検証するとともに、計算ツールを使用した複雑な事務作業を行わず、標準システム上で完結できるよう、一刻も早く改修を行うこと。
- ③ 本事案により、広域連合及び市町村（特別区を含む。）がその対応・処理に要した経費については、国が全額負担すること。
- ④ 国と広域連合間において、疑義照会の結果等を共有することができる体制を構築すること。また、国が重要案件の公表等を行う場合は、予め広域連合に十分な情報を伝えること。

また、保険料算定における現行の所得の考え方は煩雑に過ぎ、ミスの原因や被保険者への説明にも困難を生じるなど、実務上限界に達していることから、税法上の所得をそのまま用いるなど簡素化を早急に図ること。

3. 後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたっては、本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方自治体や保険者等関係団体の意見を十分聞き、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充すること。

さらに財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みとして恒久化し、運営主体を広域連合への移管を検討すること。

また、保険料率改定に影響する料率設定及び算定基礎数値等を早期に提示すること。

4. 低所得者の所得割と元被扶養者の均等割については今年度見直しとなったが、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することと併せて恒久化についても検討すること。

やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給といった負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講じること。

また、その見直し内容を広域連合及び市町村へ早急に情報提供するとともに、その必要性について、被保険者に対して国からの丁寧な説明と周知をおこなうこと。

5. あん摩・マッサージ、はり・きゅう及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正対策等の実現を早期に図るため、次の事項について改善を図ること。

① 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないように、明確な支給基準を国で示すこと。

② 真に必要な者に療養費が支給されるよう、施術及び往療に係る同意、再同意時の医師の役割の強化、明確化を図ること。

③ 施術に係る関係帳簿の記録、保存を義務化するなど、不正請求防止のための措置を講じること。

④ あん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費の受領委任制度の導入にあたっては、平成29年3月7日提出の当協議会の意見書のとおり、不正請求に対する実効性のある対策を実施した上で導入するとともに地方厚生（支）局が指導監査を行うに当たっては、不正に対して迅速、的確に対応できるよう保険者との情報共有化の体制を整えること。

6. 保健事業は住民のライフサイクルに応じた一貫した健康づくりを行う必要がある。しかし、その実施主体である広域連合には自主財源や保健事業を行う実働組織がない。協力する市町村においても、職員定数削減や予算の削減等で、現実的に厳しい状況である。

この現状を踏まえ、保健事業のより現実的、かつ、効果的な実施体制を構築するため、広域連合と市町村の役割分担について、国が枠組みの設計を行い、早期に示すこと。

また、保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業については、その円滑な推進のため、財政支援の拡充を図るとともに、国において継続的な財政措置を講ずること並びに、健康診査及び歯科健康診査に対する実態に即した基準単価を設定すること。

7. 平成29年7月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における医療保険者の情報連携が開始となるため、現在準備を進めているところである。しかし、地方税関係情報に係るデータ項目の一部が、データ標準レイアウト上の提供項目となっていない。この現状にあたって、当該情報の提供が平成30年7月から可能となるよう、確実な対応を要望するとともに、中間サーバー運用経費に係る負担金についても、この事情を考慮した金額設定を望む。

また、広域連合が行うシステム改修等に係る費用及び当該制度の導入後において恒常的に負担することとなる維持管理費用について、国が継続的な財政措置を講ずること。

8. 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災された被保険者について、国の財政支援を拡充し、今後とも継続すること。

また、大規模災害により被災した被保険者等の支援に要する費用については、全額国による財政支援とすること。

9. 後期高齢者医療制度の周知広報に係る所要の経費について、新たな国の助成制度を創設すること。

また、制度改正に伴うものについては、国による周知広報を充実させること。

10. 後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において平成30年度を目途に検討されているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。 1/21 3/24

11. 社会保障制度改革について、5月23日に開催された経済財政諮問会議の有識者議員から提出された資料において、普通調整交付金の見直しが提示されている。

しかしながら医療費水準の地域差は、それぞれの地域の医療を提供する体制、住民の健康状態など様々な要因により生じているものであり、基本的には医療保険者の努力だけで変えられるものではない。

また、独自財源を持たない後期高齢者医療広域連合に対する普通調整交付金が、医療費水準が高いことにより減額されれば、直ちに保険料増加という結果に直結し、被保険者の理解を得ることは困難である。

このような医療費水準に着目した普通調整交付金の増減措置が行われないう、要請する。

以上

平成29年6月7日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦



写

後期高齢者医療制度に関する要望書

平成29年11月15日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な制度改革が行われてきた。しかしながら、高齢化の進展により社会保障費が増加し続け、また一方、現役世代における低所得者が増加するなど、社会構造が著しく変化しており、世代間・世代内の所得に応じた負担のあり方が課題となっている。

このような課題への対応や安定した制度運営を行うため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

記

1. 後期高齢者医療制度は、創設から10年目を迎え、制度は安定してきたものの、市町村からの派遣職員が中心となる広域連合においては、専門的な人材が育成しにくい現状にあるため、国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県としたことを踏まえ、最も安定した運営体制を確立するための見直しの検討を早急に行い、方向性を示すこと。

また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、派遣しやすい環境を整備するとともに、広域連合が採用する職員についても、国において財政上の適切な措置を講じること。

2. 国が公表した平成28年12月末の「保険料軽減判定における標準システム誤り」及び平成29年4月の「保険料軽減判定誤りの影響を受ける候補者の抽出漏れ」に関し、以下の措置を講じること。

- ① システム改修時のチェック体制の整備及び再発防止対策の徹底を図ること。
- ② 標準システムにおいて、更なる抽出漏れが無いよう検証するとともに計算ツールを使用した複雑な事務作業を行わず、標準システム上で完結できるよう、一刻も早くシステムの改修を行うこと。
- ③ 本事案により、広域連合及び市町村（特別区を含む。）がその対応・処理に要した経費については、平成30年1月以降分についても国が全額負担すること。
- ④ 国と広域連合間において、疑義照会の結果等を共有することができる体制を構築すること。また、国が重要案件の公表等を行う場合は、あらかじめ広域連合に十分な情報を伝えること。

⑤ 抽出ソフトの設定条件漏れによる賦課決定の期間制限を迎える保険料の対応については、被保険者間の公平性が保てるよう国が責任をもって整理を行うとともに、この事業が、広域連合の大きな負担にならないよう、国による財政支援をはじめ必要な措置を講じること。

さらに税法上の所得をそのまま引用できるよう保険料算定に係る政令改正を早急に行うこと。また、改正時期は、国民健康保険制度において国が平成30年度税制改正要望している同時期に実施すること。

3. 後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたっては、本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加等、国の責任ある財政支援を拡充すること。

また財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化するとともに、高齢者の保険料負担率については、高齢者と現役世代の保険料規模の違いを考慮し、規模に応じて分担すること。

4. 低所得者の所得割と元被扶養者の均等割については今年度見直しとなったが、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討すること。

やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給といった負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講じること。

また、その見直し内容及びその必要性について、国は十分な周知期間を設けた上で丁寧な説明を行うとともに、広域連合及び市町村へ早期に情報提供すること。

なお、周知について、広域連合及び市町村に協力を求める際は、早期に確定の上、広域連合及び市町村へ情報提供し、その広報費用の全額を国が負担すること。

5. あん摩・マッサージ、はり・きゅう及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正対策等の実現を早期に図るため、次の事項について早急に改善を図り、適宜その状況を情報提供すること。
- ① 療養費の支給について、保険者ごとに異なる判断が生じないように、明確な支給基準を国で示すこと。
 - ② 真に必要な者に療養費が支給されるよう、施術及び往療に係る同意、再同意時の医師の役割の強化、明確化を図ること。
 - ③ 施術に係る関係帳簿の記録、保存を義務化するなど、不正請求防止のための措置を講じること。
 - ④ あん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費の受領委任制度の導入にあたっては、平成29年3月7日提出の当協議会の意見書のとおり、不正請求に対する実効性のある対策を実施した上で導入するとともに地方厚生（支）局が指導監査を行うに当たっては、不正に対して迅速、的確に対応できるよう保険者との情報共有化の体制を整えること。
- また不正対策については、受領委任制度の施行を待たず、実施できるものは先行して実施を行うこと。

6. 保健事業は住民のライフサイクルに応じた一貫した健康づくりを行う必要がある。しかし、その実施主体である広域連合には自主財源や保健事業を行う実働組織がない。協力する市町村においても、職員定数削減や予算の削減等で、現実的に厳しい状況である。

この現状を踏まえ、保健事業のより現実的、かつ、効果的な実施体制を構築するため、広域連合と市町村の役割分担について、国が枠組みの設計を行い、早期に示すこと。

また、保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業については、その円滑な推進のため、後期高齢者の特性を踏まえた健診項目や財政支援の拡充を図るとともに、国において継続的な財政措置を講ずること並びに、健康診査及び歯科健康診査に対する実態に即した基準単価を設定すること。

7. 平成29年7月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における医療保険者の情報連携が開始となったところである。しかし、地方税関係情報に係るデータ項目の一部が、データ標準レイアウト上の提供項目となっていないため、当該情報の提供が平成30年7月から可能となるよう、確実な対応を要望するとともに、仕様変更を行う場合には、データ標準レイアウトとの整合性を取るようによること。

また、効率的な情報連携のため、広域連合が恒常的に負担することとなっているシステム改修に係る費用等の維持管理費、医療保険者向け中間サーバー運用管理負担金及び市町村で行う増設端末等の更新に係る経費については、国がその全額について継続的な財政措置を講じること。

8. 後期高齢者医療制度の周知広報に係る所要の経費について、新たな国の助成制度を創設すること。

また、制度改正に伴うものについては国の責任において、わかりやすく丁寧な説明ときめ細かい周知を積極的に講じること。

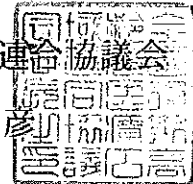
以上

平成29年11月15日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横 尾 俊 彦



葬祭費支給率【振込実績件数/（未申請件数+振込実績件数）】

市町村	平成28年度(H29.7末時点)			平成28年度(H30.1末時点)			H29.7末からH30.1末までの変化	
	振込実績件数	未申請件数	支給率	振込実績件数	未申請件数	支給率	未申請件数	申請率
名古屋市	14,647	1,064	93.23%	14,734	977	✓ 93.78%	△ 87	0.55pt
豊橋市	2,505	164	93.86%	2,515	154	✓ 94.23%	△ 10	0.37pt
岡崎市	2,105	71	96.74%	2,134	42	98.07%	△ 29	1.33pt
一宮市	2,597	101	96.26%	2,608	90	96.66%	△ 11	0.41pt
瀬戸市	983	13	98.69%	987	9	99.10%	△ 4	0.40pt
半田市	794	19	97.66%	794	19	97.66%	0	0.00pt
春日井市	1,764	60	96.71%	1,777	47	97.42%	△ 13	0.71pt
豊川市	1,320	36	97.35%	1,327	29	97.86%	△ 7	0.52pt
津島市	502	7	98.62%	503	6	98.82%	△ 1	0.20pt
碧南市	493	8	98.40%	496	5	99.00%	△ 3	0.60pt
刈谷市	764	20	97.45%	766	18	97.70%	△ 2	0.26pt
豊田市	2,219	75	96.73%	2,223	71	96.90%	△ 4	0.17pt
安城市	928	44	95.47%	930	42	95.68%	△ 2	0.21pt
西尾市	1,295	28	97.88%	1,300	23	98.26%	△ 5	0.38pt
蒲郡市	646	45	93.49%	647	44	✓ 93.63%	△ 1	0.14pt
犬山市	547	16	97.16%	550	13	97.69%	△ 3	0.53pt
常滑市	417	7	98.35%	417	7	98.35%	0	0.00pt
江南市	770	11	98.59%	770	11	98.59%	0	0.00pt
小牧市	846	32	96.36%	851	27	96.92%	△ 5	0.57pt
稲沢市	965	52	94.89%	993	24	✓ 97.64%	△ 28	2.75pt
新城市	462	40	92.03%	463	39	✓ 92.23%	△ 1	0.20pt
東海市	613	17	97.30%	620	10	98.41%	△ 7	1.11pt
大府市	458	20	95.82%	458	20	95.82%	0	0.00pt
知多市	532	15	97.26%	533	14	97.44%	△ 1	0.18pt
知立市	329	11	96.76%	329	11	96.76%	0	0.00pt
尾張旭市	493	4	99.20%	494	3	99.40%	△ 1	0.20pt
高浜市	271	7	97.48%	272	6	97.84%	△ 1	0.36pt
岩倉市	318	6	98.15%	318	6	98.15%	0	0.00pt
豊明市	412	4	99.04%	414	2	99.52%	△ 2	0.48pt
日進市	435	9	97.97%	437	7	98.42%	△ 2	0.45pt
田原市	561	27	95.41%	563	25	95.75%	△ 2	0.34pt
愛西市	520	9	98.30%	521	8	98.49%	△ 1	0.19pt
清須市	432	14	96.86%	437	9	97.98%	△ 5	1.12pt
北名古屋市	480	3	99.38%	481	2	99.59%	△ 1	0.21pt
弥富市	303	6	98.06%	307	2	99.35%	△ 4	1.29pt
みよし市	251	6	97.67%	251	6	97.67%	0	0.00pt
あま市	510	6	98.84%	511	5	99.03%	△ 1	0.19pt
長久手市	213	5	97.71%	215	3	98.62%	△ 2	0.92pt
東郷町	216	0	100.00%	216	0	100.00%	0	0.00pt
豊山町	91	1	98.91%	91	1	98.91%	0	0.00pt
大口町	142	2	98.61%	142	2	98.61%	0	0.00pt
扶桑町	225	2	99.12%	225	2	99.12%	0	0.00pt
大治町	143	1	99.31%	144	0	100.00%	△ 1	0.69pt
蟹江町	235	6	97.51%	237	4	98.34%	△ 2	0.83pt
飛島村	71	0	100.00%	71	0	100.00%	0	0.00pt
阿久比町	170	4	97.70%	172	2	98.85%	△ 2	1.15pt
東浦町	307	8	97.46%	309	6	98.10%	△ 2	0.63pt
南知多町	206	3	98.56%	208	1	99.52%	△ 2	0.96pt
美浜町	206	0	100.00%	206	0	100.00%	0	0.00pt
武豊町	263	4	98.50%	263	4	98.50%	0	0.00pt
幸田町	221	1	99.55%	222	0	100.00%	△ 1	0.45pt
設楽町	101	4	96.19%	104	1	99.05%	△ 3	2.86pt
東栄町	89	2	97.80%	90	1	98.90%	△ 1	1.10pt
豊根村	29	0	100.00%	29	0	100.00%	0	0.00pt
全市町村	47,415	2,120	95.72%	47,675	1,860	96.25%	△ 260	0.52pt

1 現状での情報連携について

平成 29 年 11 月 13 日よりマイナンバー制度における情報連携が本格運用開始となったが、情報照会の実施については、事務において必要な地方税にかかる項目が不足しており、情報照会のみで、事務処理を行うことができないことや実施可能な手続きにおいて情報照会を行う必要性がないことから、当広域連合としては、当面の間、情報照会を実施しない方針とした。

2 今後の予定

平成 30 年 7 月に、地方税にかかる情報について照会可能な項目の追加が予定されていることから、当広域連合において、事務処理を行うために必要な地方税にかかる情報を得ることができるようになった事務手続については、情報照会を実施する予定である。

3 課題について

現段階において、国より示されている平成 30 年 7 月時点で情報照会が可能となる地方税にかかる情報においても、事務処理を行うために必要な情報が整っていないため、情報照会を実施することができない。

なお、国より項目が不足している状況においても情報照会を実施するよう指示があった場合については、当広域連合として、事務量が増加するため、実施方法を検討する必要がある。

